

## 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の 一部を改正する命令案の概要について

### 1. 改正の趣旨

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）では、特定排出者が温室効果ガス算定排出量を事業所管大臣へ報告するに当たっての報告事項等を省令に委任している。
- 京都議定書第一約束期間の調整期間終了に伴い、京都メカニズムクレジットに関する規定を削除するとともに、報告様式を修正する必要がある。

### 2. 改正内容

- 京都メカニズムクレジットに関する規定の削除及び報告様式の修正等を行うための改正を行う。
- 平成 29 年 4 月 1 日より施行する予定。